

○第156回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成25年9月4日（水） 14：01～15：47

議事概要

（1）動物用医薬品（フィプロニル及びフェニトロチオン）の食品健康影響評価について

・フィプロニル

審議の結果、「フィプロニルの一日摂取許容量（ADI）として0.00019 mg/kg 体重/日を採用することが適当であると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

・フェニトロチオン

審議の結果、「フェニトロチオンの一日摂取許容量（ADI）として0.0049 mg/kg 体重/日を採用することが適当であると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

フィプロニル

\*殺虫剤で、水稻、さとうきび等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、飼料中の残留基準の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

フェニトロチオン

\*殺虫剤で、水稻、大豆等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。